

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年9月14日（月）

開 会（午後1時30分）

【議 事】

○今後の進め方について

越阪部委員長

8月18日に開催しました委員会に、廣瀬先生をお招きして、意見交換を行いました。それを受けまして、今後の進め方を協議したいと思います。

まずは、政治倫理条例の見直しについての今後の進め方について、意見を申し上げます。

石原委員

いろいろと廣瀬先生にも網羅的にお話を伺うことができてよかった。論点を出した立場としては、出した論点の中で、反社会的勢力に関しては、他自治体では、自治体における地域性として、そのような勢力が町中にあるようなことがあり、規定しているけれども、所沢市でそれがなじむかというのを考えると、作業の負担も考えて、入れ込まなくてもよいのではないかと感じている。

ほかの論点については、昨今の議員が起こしてしまった事例もあり、他自治体の事例を参考に整えて進めていきたい。

川辺委員

会派で話して、市民に対し襟を正すという意味でしっかりと政治倫理条例を作っていくのが大事という意見もあるが、議員としての動きが制約されることがあると、かえってマイナス面にもなってしまうので、両面について議論していくべきとの意見があった。

島田副委員長

石原委員から反社会的勢力の話は外してもいいのではないかとということであったが、先日の廣瀬先生の話でも所沢市に見合ったものにした方がよいということだったので、当初、考えていたハラスメントの規定をどうするかや請負の話もあり、どこまで、どういう形で盛り込んでいくか。

また、川辺委員も議員活動を制約するような形になるのもよろしくないという話で、議員の品位を欠く行為というところも主観によって異なり、そこで罰則規定を盛り込むのかという議論も出てくるので、どのあたりを重点的に議論したほうがよいかということも委員会で議論したほうがよい。

石原委員

作り方に程度の差はあると思うので、議論の中で調整していければと思う。

越阪部委員長

次に議会BCPの今後の進め方について意見を伺います。

荻野委員

現在、コロナ禍であるということ、議長も議会報やホームページ、新聞

でも議会BCP策定が必要であることを言明されているので、委員会としても優先的に取り組んでいくべきテーマであると思っている。

そこで事務局に確認するが、議会BCPは最終的にどのような形でオンライン化する手続きになるのか。議決案件ではないということによいか。

大島議会事務局主幹

他市議会の議決状況は、現時点では確認していませんが、過去にICT化推進に関する基本計画を決議として議員提出議案を可決したこともございますので、そのような形も可能であると思います。

荻野委員

議案にすることも可能ということか。

大島議会事務局主幹

決議するという形を採れば、本会議で議決するということになります。

荻野委員

私はパブリックコメントを実施した方がよいと思っている。先日の代表者会議で政策研究審議会の話も出たようなので、ある程度、この委員会で素案のようなものをまとめた上で、10月か11月に審議会に諮問して、年明けに答申をもらうという手続きもよいのかとされていて、廣瀬先生も審議会の委員であるので、そのような手続きも可能かと思う。

また、委員長は全員協議会も開きたいと話していたので、素案ができた形で全員協議会を開催し、全議員に説明して、その場で廣瀬先生の都合が

つけば、勉強会、講演会、研修会などいずれかの形で、みなさんに話す機会を作るのも今後の進め方としてよいのかと考えている。

島田副委員長

荻野委員から政策研究審議会に諮問するという話と今までは地方自治法第100条の2を使って進めようかという話が出ていたが、委員会として、どちらの方向で進めるかを決めたほうがよいと思う。

荻野委員

政策研究審議会は、防衛医科大学校の長谷学校長も入っているので、議会BCPにコロナ対策を入れるとすると、それに関する意見を伺うことも可能ということと、地方自治法第100条の2にすると、今までは中間報告ということで全議員に報告していたけれど、あくまでも調査委託なので、最終的に報告書をもらわなければならないが、廣瀬先生もお忙しい方であり手がまわらないこともあるので、今回、審議会が開かれるタイミングが合えば、審議会に諮問する方法もよいと思う。

昨年は、審議会への諮問をしていないので、今年は開く必要があると考える。

越阪部委員長

後ほど、地方自治法第100条の2の話をしますので、その時に審議会への諮問も合わせて協議します。

島田副委員長

先日、みなさんに渡してあります議会BCP作成時における6項目の検

討課題を拾い出したもので、少しずつで構わないので、議論をした上で作成していく方がよいと思ひ示した。

この中には、東日本大震災の時の教訓を受けて、宮城県議会が示した議論しておくべき内容を踏まえて、検討課題として挙げてある。

私からこの6項目について話させてもらう。例えば災害対策会議を設置する時期はいつかというところで、市が災害対策本部を設置するときに議会BCP上には「同時に設置すること」と書き込むかどうか、あくまでも議会は議会で判断して設置するとするのかなど。今回の場合では、新型コロナウイルス感染症対策本部が市に設置されたけれど、議会には対策会議が設置されなかったが、そのようなときに会派の意見はどこに持っていけばよいのかという話も議論になったので、そのようなことも踏まえて、市で設置したら自動的に議会も対策会議を設置することを書き込むかどうかといったことを議論していただきたい。

2番目の災害時に予算が専決された場合、議会としてどう説明責任を果たすのかについては、結構、重要なことだと思うが、災害時に被害状況によっては議会が開けないということになってくる可能性があり、そのときに市が専決をさせてくださいとなった場合に全てそのようになってしまふと執行部におまかせということになってしまふ、その時、議会はどのように関わっていくのかという話を議論しておかないと、議会不要論のような話にもなりかねないので、必要最小限の専決は認めるけれども、後に補正予算案が次々と出てくる時には、速やかに臨時会を開催することや委員

会を開催することをどのくらいのタイミングで行うべきかといったイメージを議論してもらいたい。

3番目の地震や感染症により、議員が死傷したり、感染症になり出席できなくなって、定足数が満たせなくなった場合に議会運営をどうするかというものの議論をしてほしいというものである。例として定足数が足らず本会議は開けないけれど、残っている人数で委員会を開くこととすることや、ひとりの議員が複数の委員会を掛け持って、四常任委員会を開催するなど、定足数を満たせない場合にどのように行うかということ。ほかに代表者会議を速やかに開催し、委員会構成の変更を行うことなどである。

4番目の交通網の寸断や感染症防止のため登庁できない場合の対応については、WEBを使って会議開催をよしとするかなど、WEB会議のあり方である。総務省は本会議のWEB開催を認めていないので、委員会だけでもWEB開催することとするのか、登庁できない場合の対策を考えるものである。

5番目の正副議長または正副委員長がその職務を果たせない時、誰が職務代理するののかについては、例としてある議会では会派順の代表者が職務代理すると決めているところもあり、所沢市議会では正副議長の次に総務経済常任委員会委員長が職務代理するとしていたと思う。

6番目の市民から寄せられた要望の伝達の仕方、及び市から議会への情報提供のあり方をどう確立するかについて、例えば、災害対策会議で窓口を一本化するとか、ネット回線が使えない時の情報交換の方法などを議論

してもらいたい。

議会BCPの構成ですが、事務局から南あわじ市議会の議会BCPの情報提供があり、シンプルでよくできているので、後ほど参考にみなさんに配付しようと思う。構成例としては、所沢市議会では災害対策会議設置要綱があり、どういうときに会議を設置するかを明記し、議員の行動指針として、発災後、発災から3日後、どういうことを行うかなどを合わせたものをなるべく薄く、分かりやすくしたものを議会BCPとして示せたら、活用しやすいものになるのではないかと考えていて、今後、議論していきたい。

越阪部委員長

次に予算の委員会付託のあり方について意見ををお願いします。

荻野委員

この間、議題になった時は、島田副委員長の案でよいのではないかと伝えたが、ほかの委員の意見を聞いていると、予算常任委員会もできて間もないので、当面は現状でよいのではないかという話がいくつか出て、なかなか一致するのは難しいのではないかという気がしており、当面は現状どおりで様子を見る形でも現時点では仕方ないのではないかと思った。

矢作委員

先日、廣瀬先生からご助言をいただいたが、そのことも含め、共通認識を持って、皆で学びながら再検討していくこともあるのではと思うので、そのような進め方もあると思う。

島田副委員長

いろいろ提案させていただいて、川辺委員から予算常任委員会を始めて1年で変えるのはいかがかという話もあった。廣瀬先生のお話の中で、我々が議論してきたことと違う方向の話をされてしまった部分もあり、話の前提が狂ってきってしまうので、議論をしていくことはよいが、少なくとも任期中は現状に則したやり方をベースに考えて、その後の見直しをする、しないの議論も出てくると思うので、改選したら速やかに検討することというような形にしていっての方がよいのではないかと思う。

真逆の全体・分科会方式にしようという議論をするのは、今まで積み上げてきたものを壊してしまうことになるので、それは避けたほうがよいと思う。

越阪部委員長

先ほど荻野委員からあった政策研究審議会の諮問のことと、地方自治法第100条の2の調査委託のことについて議題とします。

島田副委員長

手続きの話になるが、審議会に諮問するとなると、おそらく11月に諮問することになり、委員会で素案を作成することになるので、諮問するまでにはある程度の形になったものでなければならない。地方自治法第100条の2の調査委託も資料を揃えていかなければならないことも念頭に置いていただきたい。私はどちらでも構いませんし、昨年が諮問していないので、政策研究審議会を活用する案はよいと思う。

荻野委員	事務局に確認するが、政策研究審議会にほかの委員会から諮問する動きなどはあるか。
大島議会事務局主幹	市民文教常任委員会から、教職員の働き方改革の関係で諮問されると思われま。
荻野委員	日程的には、11月くらいに諮問し、年明けに答申をもらう感じか。
大島議会事務局主幹	11月中に現審議会委員の任期が解けるので、11月半ばくらいに諮問をすることとなります。例年ですと11月に諮問いただいたものは、翌年の2月くらいに答申をいただくような流れになっています。
	当初、この審議会が立ち上がったときの経緯を考えると、お墨付きをいただくような位置付であったと思います。そのため、この特別委員会では議会BCPの素案をある程度固めた上で、審議会に諮問していただいて、それに対して審議会委員の方々がご意見として、妥当であるとかもう少しこの部分は今後つめたほうがよいといった答申をいただくような流れになろうかと考えます。
島田副委員長	素案を出して、11月の議会が始まる前にほかの議員にも示して、廣瀬先生からも意見を話してもらえば、共通認識は深まるのかと思う。やり方

としてはそういうこともできるか。

大島議会事務局
主幹

今後、協議を進めていただいた後、議会BCPの策定計画がある程度の形になったところで、全員協議会の開催、全議員と情報の共有を図って、政策研究審議会に諮問、答申、必要に応じて、パブリックコメントを行っていただく流れでもよろしいかと思えます。

荻野委員

パブリックコメント実施のタイミングはそのほうがよいか。素案の段階よりももう少し進めた時点のほうがよいか。時期としては2月頃であろうか。

大島議会事務局
主幹

そのとおりです。市民から意見をいただいて、修正する、しないは議員にお決めいただくことになります。

先ほどお話が合ったのは、議会BCPの関係で政策研究審議会への諮問という話の中で、ハラスメントなど政治倫理条例の見直しについても、併せて諮問することになりますか。

荻野委員

政治倫理条例は切り分けてやってもよいのではないか。議会BCPは防衛医科大学校長の長谷先生も意見を言いやすいが、ハラスメントの話が聞かれても難しいかもしれない。

松本委員

当初から政治倫理条例の改定に向けての議論の中で、メインテーマはハラスメントであり、政治倫理条例全体に手を付けなくてもよいのではないかと考える。ハラスメントだけを設けるのであれば、われわれ委員会だけの作業で済んでしまうと思う。だから切り分けてよいと思う。

石原委員

切り分けはスムーズになるならばよいと思う。ハラスメント規定を整えるとして、少し倫理的に、現代的に調整しなければならないものは、委員会でもできると思う。議会BCPは防衛医科大学校の先生の知見も加味した諮問をするのであれば、切り分けてしまってよいと思う。

越阪部委員長

地方自治法第100条の2の調査委託よりも政策研究審議会に諮問するというところでよろしいですか。議会BCPのことを主に諮問するというところでよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

本日、配付したものは、埼玉西部消防局のハラスメントに関する要綱ができあがっているので、参考にしてください。

石原委員

政治倫理条例の見直しに関する素案として、反社会的勢力に関する規定は設けず、川辺委員から話があった議員の活動制限がどのくらいになるか、パターン分けした案などを考えてくればよいか。議論の題材となるよ

うなものを作成してみる。

越阪部委員長

政治倫理条例の見直しに関する素案の作成は、川辺委員、矢作委員にも加わっていただき、話し合って作成をお願いします。

議会BCPの素案作成は、島田副委員長に荻野委員、松本委員にも入っていただいて、話し合ってください。

荻野委員

諮問のスケジュールもあるので、10月中には素案を作成したほうがよいと思う。

越阪部委員長

今後の日程について、委員会は10月中に最低1回、開催します。

荻野委員

11月に全員協議会も開催した方がよいと思う。全議員への説明と意見聴取、廣瀬先生の日程が合えば、他市事例など含めてお話をいただく機会があればよい。議長の日程調整も必要になる。

越阪部委員長

全員協議会を開催する際に、議会基本条例制定時に制定に携わった人からも話を聞くのはどうでしょうか。

松本委員

ひとつひとつやっていくほうがよいと思う。

荻野委員

いろいろなことを言われるとみなさんも困ってしまうので、議会BCPを中心に、政治倫理条例も話をするのでよいと思う。

越阪部委員長

この特別委員会の始まりは、ハラスメントのことからなので、先に進めていきたいと思います。次回の日程を決めます。

荻野委員

10月は決算特別委員会があるが、2回くらい開催して、10月中には素案をまとめて、11月が全員協議会ともう1回くらい開催するイメージでどうか。次の委員会までに素案の素案をまとめたほうがよい。

越阪部委員長

10月14日(水)と28日(水)の午後1時30分からよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

10月14日には素案の素案を出してもらいます。10月28日には、素案の決定をしたいと思います。

散 会 (午後2時25分)